



令和6年第4回総会

会 議 録

期 日 令和6年4月30日  
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

# 令和6年第4回枕崎市農業委員会総会

## 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和6年4月30日（火）

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	15	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	16	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	17	農地法第3条許可申請について
5	18	農地法第5条許可申請について
6	19	農用地等利用集積促進計画の調整について
7	20	農用地利用集積計画の調整について
8	21	令和6年度最適化活動の目標の設定等について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
4月30日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第8号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	今給黎龍浪	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	白澤敦行	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

11番 中原敬彦 農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博  
主幹兼農地係長 前原光博  
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長

開会前にお知らせします。

中原推進委員から、本日は欠席するとの連絡がありましたので、ご承知おきください。

令和 6 年第 4 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 13 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。9 番白澤委員、10 番俵積田委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局

日程第 2 号議案第 15 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 46 号から 53 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外 5 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 7 名です。

解約面積は畑が 9 筆で 13,371 m<sup>2</sup>合計 9 筆で 13,371 m<sup>2</sup>です。

以上農地法第 18 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 46 号から 53 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第16号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。2ページをご覧ください。

名簿登録番号駒水地区27号、〇〇〇〇さんは経営形態茶栽培で、〇〇〇〇代表者であり、生葉生産をおこなっております。

南九州市を中心に茶栽培を行っておりますが、今後は、本市における規模拡大を図りたいとのことです。経営面積は465aです。農業労働力は本人と臨時雇用3名です。

名簿登録番号茅野地区39号、〇〇株式会社は経営類型繁殖・肥育をおこなう養豚一貫経営であり、飼養頭数は1,498頭、農業労働力は本人と、常時雇用1名です。

現在、南九州市及び本市に、豚舎を所有し、本市では主に肉豚を飼養しております。経営拡大を図り、5年後には、後継者に経営を移譲していくとのことです。

これらの方々は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定及び広域的認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

以上、説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請ついてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律31条の規定により、白澤推進委員の退席をお願いいたします。

(白澤推進委員除斥)

議案について事務局に説明を求めます。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号12号の申請地は、

桜山東町〇〇番、田、368㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、70歳、鹿籠麓町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、新規兼業農業、60歳、桜山本町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農業開始ということであります。

申請地については6ページに掲載してあります。

申請地、桜山東町〇〇番はオニキス枕崎より北西側約〇〇mに位置します。  
整理番号13号の申請地は、

桜山本町〇〇番、田、418㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、74歳、大阪市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、新規兼業農業、60歳、桜山本町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農業開始ということであります。

申請地については6ページに掲載してあります。

申請地、桜山本町〇〇番はオニキス枕崎より北西側約〇〇mに位置します。

整理番号12～13号においては、調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当せず、また、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号12号並びに13号について、今給黎委員をお願いします。

2番（今給黎委員）整理番号12～13号は関連がありますので、一括して報告します。

整理番号12号は4月9日に譲渡人の、〇〇〇〇さんと譲受人の〇〇〇〇さん立会のもと現地調査を行いました。今回の申請は、売買により譲渡するものです。

桜山東町〇〇番は現在、真菰が栽培されています。東側は田で野菜、西側は市道、南側は宅地、北側は田で麦が栽培しています。

整理番号13号の桜山本町〇〇番は譲受人の〇〇〇〇さん立会のもと現地調査を行いました。今回の申請は、売買により譲渡するものです。

申請地は現在、麦が栽培されています。東側は市道、西側は田で牧草が栽培しています。

南側は市道で、北側は譲受人の宅地となっています。

今回の2件の申請は、譲受人は現在まで水産加工業を営んでいましたが、後継者に譲り新たに水稻や野菜などの栽培に取り組むもので現在、水稻も作付けされ農業機械等も購入しています。近隣の農地で農業を始めるものであり、農地の有効活用の面からも問題のない申請と思います。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番（眞茅委員）先ほどの2番委員の説明で、整理番号12号は真菰が栽培されている、整理番号13号は麦が栽培されているとありましたが、後半で2件とも現在は水稻が作付されていると言っていましたよね。どちらが正しいのでしょうか。

2番（今給黎委員）すみません、水稻の部分が間違いです。前半の説明が正しい現況となりますので訂正をお願いします。

議長 4・5ページの第2項第6号の「現在、水稻も作付され」の部分が削除になるということでもいいですかね。みなさんよろしいでしょうか。

ほかに質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、これをもって、質疑・意見を終結いたします。  
お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請について、整理番号12号並びに13号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、承認することに決定いたしました。

(白澤推進委員着席)

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が2件です。

整理番号1号の申請地は桜山町〇〇番，田，225㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「駐車場がないため、隣接地を駐車場として使用したい。」とのことです。

申請地は、11ページに掲載してあります。

パチンコニューヨークの東側約〇〇mに位置します。

農地の区分は集団性3.4haの農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は、駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は225㎡で問題のないものと思われます。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずに、やむを得ない申請ではないかと思われます。

整理番号2号の申請地は明和町〇〇番，畑，518㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

申請事由は、「現在、両親と同居しているが、申請地を買い受け、一般住宅，駐車場として利用するため。」とのことです。

申請地は、13ページに掲載してあります。

山之内アパートより南側約〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅と駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は518㎡ですが、北側に崖地高低差があり、建物を一定距離離して建築しなければならず、建築不可面積が53.58㎡で、利用できる面積は464.42㎡となり問題のないものと思われます。

境界の南側と北側は宅地のコンクリート塀、東側と西側はブロック積みが施されています。

生活排水は下水道、雨水は西側の側溝へ排水する計画です。

建物の高さは4.6mの平屋建て、境界より1.5m控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

整理番号1号から2号までは、いずれも、被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号1号について、今給黎委員をお願いします。

2番（今給黎委員）整理番号1号について報告をします

4月17日、俵積田農業委員、有村推進委員、事務局の新屋敷さんと、〇〇〇〇さんと祖父である〇〇〇〇さんの立会のもと現地調査をしました。

申請地は事務局の説明の通りです。

申請地は保全管理された田で、東側と西側は宅地、南側は国道、北側は田で遊休農地です。

自宅の西側に駐車場を設置するもので、1.2m盛土をし、L型擁壁を設置し、雨水は東側の自宅から側溝へ排水します。

その他被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思えます。

以上で報告を終わります。

議長 次に、整理番号2について、俵積田広昭委員をお願いします。

10番（俵積田広昭委員）整理番号2号について報告をします

4月17日、今給黎農業委員、白澤推進委員、事務局の新屋敷さんと、申請人の父、立会のもと現地調査をしました。

申請地は事務局の説明の通りです。

申請地の北側と南側は宅地、東側は太陽光発電施設、西側は市道です。雨水は西側の側溝へ排水します。

周囲に農地がないため、被害の恐れはなく、その他被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思えます。

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号1号並びに2号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農用地等利用集積促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第19号農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)の調整について説明いたします。

これは、農地中間管理機構を通じて利用権設定するものです。

12ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号3-1号から5号まで利用権設定を受ける者〇〇合同会社外2名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外9名で設定面積は、畑が14筆15,717㎡、合計14筆15,717㎡です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積等促進計画の調整のうち、整理番3-1号から5号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第19号の決定した案件につきましては、市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第7号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第7号議案第20号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定関係ですが、12~13ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号51号から66号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外15名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外24名で設定面積は、田が1筆984㎡、畑が24筆23,770㎡、樹園地が2筆2,399㎡、合計27筆で27,153㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番（眞茅委員）1ページの議案15号で整理番号47号が耕作者変更等で載ってるんですけど、12ページには載ってないみたいですけど、今新たな人は見つからないということですか。

事務局 今耕作者の方を、利用権設定の方の設定を今調整中であります。利用権設定は次月以降出てくると思います。以上です。

8番（眞茅委員）わかりました。

議長 ほかにありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、これをもって質疑・意見を終結いたします。お諮りいたします。

日程第7号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号51号から66号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第20号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第8号令和6年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第8号議案第21号令和6年度の最適化活動の目標の設定等（案）について説明いたします。16～17ページをご覧ください。

この議案につきましては農業委員会法第37条に基づく「情報の公表」の取組みとして、各農業委員会の活動状況等をホームページ等で公表することが義務づけられていることから行うものです。

農業委員会の主な活動として担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、農地転用への適正な対応があります。

最初に、「Ⅰ農業委員会の状況（令和6年4月1日現在）」について、現在の体制と農家・農地等の状況を記載していますので、お目通しください。

次のページの「Ⅱ最適化活動の目標」について説明いたします。

まず「1最適化活動の成果目標」についてですが、「(1)農地の集積」の①の現状は集積率が69.2%となっております。②目標は、県の農地の集積の目標年度が令和12年度で目標集積率が90%となっており、本市の今年度の新規集積目標は23.2haで年度末集約面積1,040.8ha、集積率70.8%と設定しています。

「(2) 遊休農地の解消」につきましては、①現状で1号遊休農地が59.5haあり、緑区分の遊休農地が47.7haで黄区分の遊休農地が11.8haとなっております。利用状況調査時のa分類が緑区分、b分類が黄区分です。

②目標についてですが、R3年度を基準とした既存遊休農地の解消目標面積は、緑区分42.2haのうち約8.44haとし、黄区分8.4haは市農政課と基盤整備計画について検討します。また、R5年に新規発生した緑区分遊休農地の解消面積は12.3haとしています。

「(3) 新規参入の促進」については、①現状については記載しているとおりで、②目標としては、新規参入者への貸付等について、公表する農地の面積を2.8haをととしています。

「2 最適化活動の活動目標としては、(1)の日数目標を1人当たりの活動日数を月10日、(2)の設定目標は、7月に遊休農地の解消、8月に新規参入の促進、3月に農地の集積を行い、(3)新規参入相談会への参加目標を1回としています。

以上で、「令和6年度の最適化活動の目標の設定等」についての説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第8号令和6年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

それでは、しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 3 0 分 開会

枕崎市農業委員会 会長 天 達 範 隆

会議録署名委員 白 澤 千 恵 子

会議録署名委員 俵積田 広 昭